

## 「公証人法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集の結果について

### 法務省民事局総務課

「公証人法施行規則の一部を改正する省令案」について、平成30年6月19日（火）から平成30年7月23日（月）までの間、意見募集を行いましたところ、25件の御意見（意見提出者数：45（個人33，団体12））が寄せられました。

これらの御意見のうち、今回の意見募集の対象となっているものについて、主な御意見の概要及び御意見に対する考え方を、別紙のとおり公表します。

なお、この意見募集に係る省令案は、「公証人法施行規則の一部を改正する省令」として、本年10月12日（金）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	原始定款の認証のみならず、定款変更にも公証人の認証を求め、その際に実質的支配者の申告を必要とし、また、当局以外の金融機関等からの実質的支配者の情報へのアクセスを可能にするなど、更なる制度強化を検討していただきたい。	いただいた御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
2	認証文には、改正の概要①の申告の有無及びその内容を記載すべきである。	いただいた御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
3	「申告された実質的支配者の真実性に疑念があると認める場合等、公証人が必要と認める時」にも必要な説明をさせなければならない旨の規定を加えるべきである。	実質的支配者の申告について、虚偽の申告がされている疑念がある場合には、改正の概要②又は公証人法施行規則第13条に基づき、必要な説明を求めることとなります。
4	公証人法施行規則において、法人の実質的支配者となるべき者が暴力団員又は国際テロリストに該当すると認められる場合で、かつ、改正の概要②の説明によっても正当な理由があると認められない場合には、公証人法第26条に基づき、当該法人の定款の認証をすることができない旨の条項を追加すべきである。	いただいた御意見については、公証人法第26条の解釈を明らかにするという観点から、今後の検討の参考にさせていただきます。
5	法人の実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストであると認められる場合に違法な目的での設立が推認されることからすれば、改正の概要②の合理的な説明がされたといえるためには、客観的資料等に基づき法人の不正使用のおそれがないことが明白であるといえる程度の説明が要求されると解するべきである。	いただいた御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
6	実質的支配者の確認に関して、今回の公証人法施行規則改正の実効性を確保するため、警察への照会制度構築及び暴力追放運動推進センターとの十分な連携その他の方策（資格者代理人との連携による事前照会制度等）の検討や、法人設立後における反社会的勢力対策のための検討を更に求める。 また、実質的支配者が、暴力団員又は国際テロリストに該当するか否かのみならず、いわゆる暴力団関係企業や共生者といった反社会的勢力に該当するか否かについても申告の対象とすべきである。	いただいた御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
7	公証人は、定款認証を行うに当たって、当該法人の実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストに該当する疑いがある場合には、その該当性について警察に調査を囑託しなければならない旨を公証人法施行規則に明記すべきである。	いただいた御意見は、関係機関との連携をしっかりと行うという観点から、今後の検討の参考にさせていただきます。

8	<p>法人を使用した不正行為については、銀行口座の開設等の個々の取引行為について抑えるべきであり、法人の透明性を高めるために、法人設立時点での法人の情報を把握するという今回の措置が必須であることについて、立法事実を欠いている。</p>	<p>個々の取引に関する不正行為抑止の重要性のみならず、法人の透明性そのものを高めることの重要性についても国内外での認識が高まっていることを踏まえ、今回の取組を実施することとしております。</p>
9	<p>会社設立後の定款変更等に公証人が関与しないこと、休眠会社の買収が可能であること、他人の名義での会社設立が可能であること、合同会社等定款認証が不要な会社もあること、代理嘱託が可能であること等の仕組みや、現在の公証人の組織、資質、経験等に照らし、今回の措置は、実効性を欠いている。</p>	<p>今回の取組は、設立件数の多い株式会社について、設立という最初の時点をつえ、実質的支配者の申告等を求めるという制度的に意義の大きいものであると考えられますが、関係機関とも連携し、不正抑止効果の高い運用を組織的に行うように努めてまいります。</p>
10	<p>今回の公証人法施行規則改正は、追加的な負担が大きく、起業活動を阻害し、政府の成長戦略の方針に逆行し、日本の競争力を損なうものである。</p>	<p>今回の取組は、オンラインでの面前確認を可能にする等により定款認証の迅速化及び利便性の向上を図る政府戦略である未来投資戦略2018と両立する形で、法人の透明性を向上させて、法人制度に対する信頼を高めるものであり、今後の運用においても、その趣旨が実現するよう努めてまいります。</p>
11	<p>万一、認証を受けた会社が不正使用された場合には、それによって生じた損害を賠償する義務を国が負担する制度を併設すべきである。</p>	<p>御提案の制度については、現行法制との整合性等の観点から慎重であるべきと考えられますが、いずれにしても、今回の取組について、不正抑止効果の高い制度となるよう努めてまいります。</p>